事故を防ぎ、長く安全に使うために「長期使用製品安全点検制度」が平成21年4月1日からスタート。

製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。
「長期使用製品安全点検制度」※では、メーカーに所有者登録することで、
適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。
下記の対象製品（特定保守製品）を購入した場合は、メーカーに所有者登録をしましょう。

※消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された制度です

対象製品
（特定保守製品）

ビルトイン式電気食器洗機

浴室用電気乾燥機

石油給湯機

石油ふろがま

FF式石油温風暖房機

屋内式ガス瞬間湯沸器
（都市ガス用／プロパンガス用）

屋内式ガスふろがま
（都市ガス用／プロパンガス用）

平成21年4月1日からは
現在お使いの製品※も点検可能ですので、詳しくはメーカーにお尋ねください。
※平成21年4月1日よりも前に製造・輸入された製品

特定保守製品を買ったら

「長期使用製品安全点検制度」は、メーカーなどに登録された所有者へ点検時期を知らせ、点検を促すことで事故を防止するための制度です。

★所有者票を返送し、登録をしましょう。
★点検時期が来たら点検を受けましょう。

❶ 販売者※から点検制度についての説明を受けます
※工務店、不動産販売業者等の場合もあります。

↓

❷ 所有者票を返送します
（所有者登録）

↓

❸ 点検時期が来たら通知が届きますます

↓

❹ 点検を依頼します
※点検に料金がかかります。

↓

❺ 点検を受けます

事故が起きると、周りの人にも迷惑がかかります。製品の所有者・家主は、**点検を受けるなどの保守に努め、**製品を使う人、周りの人の安全にも配慮しなければなりません。

点検時期の通知を受け取るためには、所有者情報の正確な登録が必要です。変更の際は早めに登録先（メーカー）に知らせましょう。

※賃貸住宅・アパートなどで製品を家主が設置・所有している場合は、家主が所有者登録してください。

【この制度のお知らせホームページ】
http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/01.html

【この制度のお問い合せ先】 経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合せください。
四国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室 087-811-8526（直）
※個別の製品に関するお問い合せは、メーカー、販売店などにご連絡ください。